主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件訂正申立の理由は末尾添附の書面の記載のとおりであるが、本件のごとき旧 刑訴法事件(刑訴施行法三条の二の規定が適用されないもの)については判決訂正 の申立は許されないのであるから不適法としてこれを棄却する。

右は裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年二月一七日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- 郎	唯 -	林寸	谷	裁判官